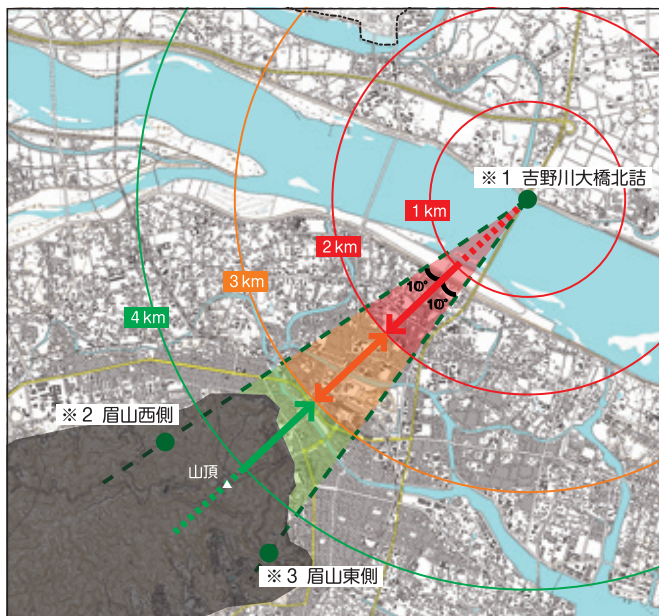


4

眺望景観の届出対象行為と基準の解説

4-1 吉野川大橋からの眉山眺望

(1) 届出対象範囲及び規模



吉野川大橋北詰※¹と眉山の西側※²、東側※³（眉山山頂に向かって左右10°の方向）を結んだ範囲において、吉野川大橋北詰※¹からの距離がそれぞれの範囲内で、次の高さを超える場合は届出対象とします。

■ 2 km 未満の場所

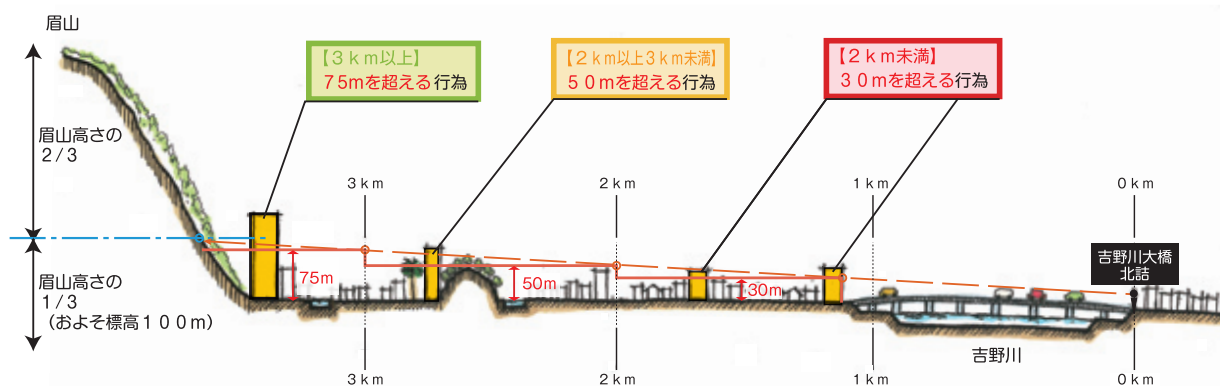
30m

■ 2 km 以上 3 km 未満の場所

50m

■ 3 km 以上の場所

75m

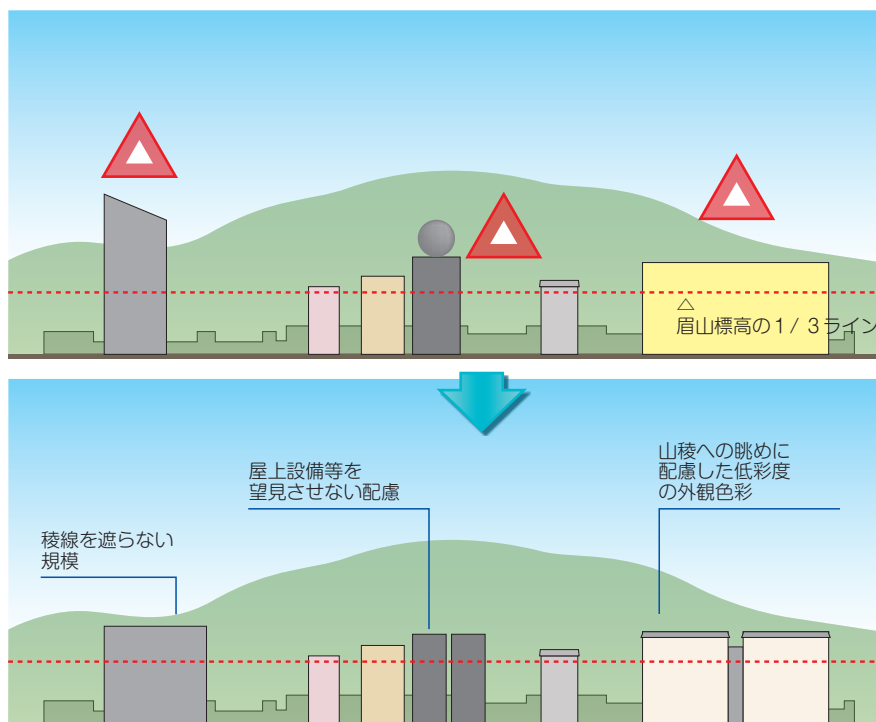


(2) 景観形成基準の解説

項目		景観形成基準
建築物	高さ・規模	・眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。
	意匠・形態	・著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。
	色彩	・著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。
	建築設備	・屋上設備は建物と一体化した壁面を立ち上げるか、目隠し等の配慮をする。
工作物	高さ・規模	・眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。
	意匠・形態	・著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。
	色彩	・著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。

【眺望】 眉山への良好な眺望を保全しましょう

- ・ 背景となる眉山への良好な眺望を保全するため、適切な規模、意匠・形態に配慮し、山の稜線を遮らないように留意しましょう。



- ・ 山の稜線を遮るような建物規模や配置はさけましょう。
- ・ 規模の大きな建物は、分棟するなど、高さを抑える工夫をしましょう。（本ガイドラインP10 参照）
- ・ 屋上部に建築設備を設置する場合は、露出させず建築物と一体感ができるよう工夫し、シンプルなスカイラインを形成しましょう。

4-2 新町橋からの眉山眺望

(1) 届出対象範囲及び規模



視点場から見たときに、建築物および工作物の

高さが山腹基準線、

または基準稜線を

超えるもの。

山腹基準線

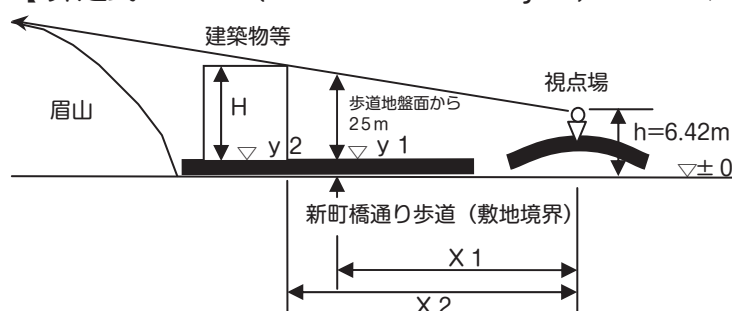
新町橋通り歩道（敷地境界）の地盤面から

高さ（H）=25 mライン

計画建築物および工作物の高さが、次の算定式により求められた高さ H または H1 を超える場合には届出対象となります。景観形成基準に適合する計画としてください。

● 山腹基準線を超える場合の高さ H の算定式

【算定式： $H = (25\text{m} - 6.42\text{m} + y_1) \times X_2 / X_1 + 6.42\text{m} - y_2$ 】



H : 山腹基準線を超える高さ

X1 : 新町橋通り歩道（敷地境界）までの距離

X2 : 建築物等の各部分までの距離

h : 視点場の高さ（海抜からの標高）

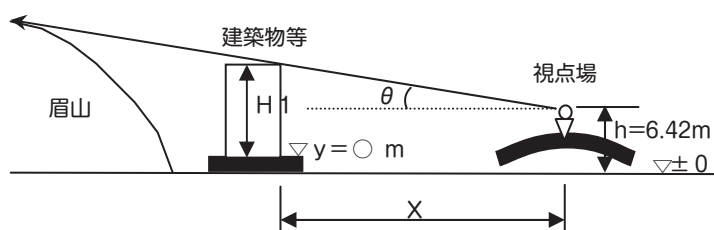
y1 : 新町橋通り沿道歩道の高さ（海抜からの標高）

y2 : 計画敷地の高さ（海抜からの標高）

視点場：新町橋東側歩道中央部

● 基準稜線を超える場合の高さ H1 の算定式

【算定式： $H1 = h + X \times \tan \theta - y$ 】



H1 : 基準稜線を超える高さ

X : 建築物等の各部分までの距離

h : 視点場の高さ（海抜からの標高）

y : 計画敷地の高さ（海抜からの標高）

θ : 眉山稜線の仰角

視点場：新町橋東側歩道中央部

(2) 景観形成基準の解説

項目		景観形成基準	
建築物・工作物	高さ・規模 意匠・形態 色彩等	維持稜線	・視点場から見たときに、 <u>維持稜線</u> を超えない高さ・規模とする。
		山腹基準稜線	・視点場から見たときに、 <u>山腹基準線</u> や <u>基準稜線</u> を超えないよう努める。ただし、基準線を超える場合は、高さ・規模、意匠・形態、色彩等に配慮 [*] し、眺望景観の保全に努める。

※山腹基準線および基準稜線を超える場合の配慮

背景となる山腹との調和や稜線の連続性に配慮し、意匠・形態の工夫を行う。また、山腹や山並み、空と調和した色彩とする。

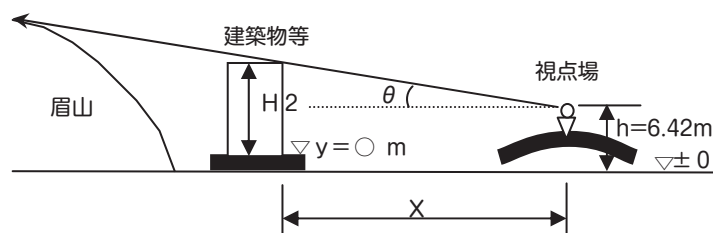
【眺望】維持稜線を超えないようにし、良好な眺望を保全しましょう

・眉山への良好な眺望は、山腹の緑の部分が広いほど、眉山への眺めの魅力が高まります。建築物や工作物の高さや規模は、可能な限り低くするようにしましょう。

次の算定式により、計画建築物等が維持稜線を超えない高さを求めることができます。

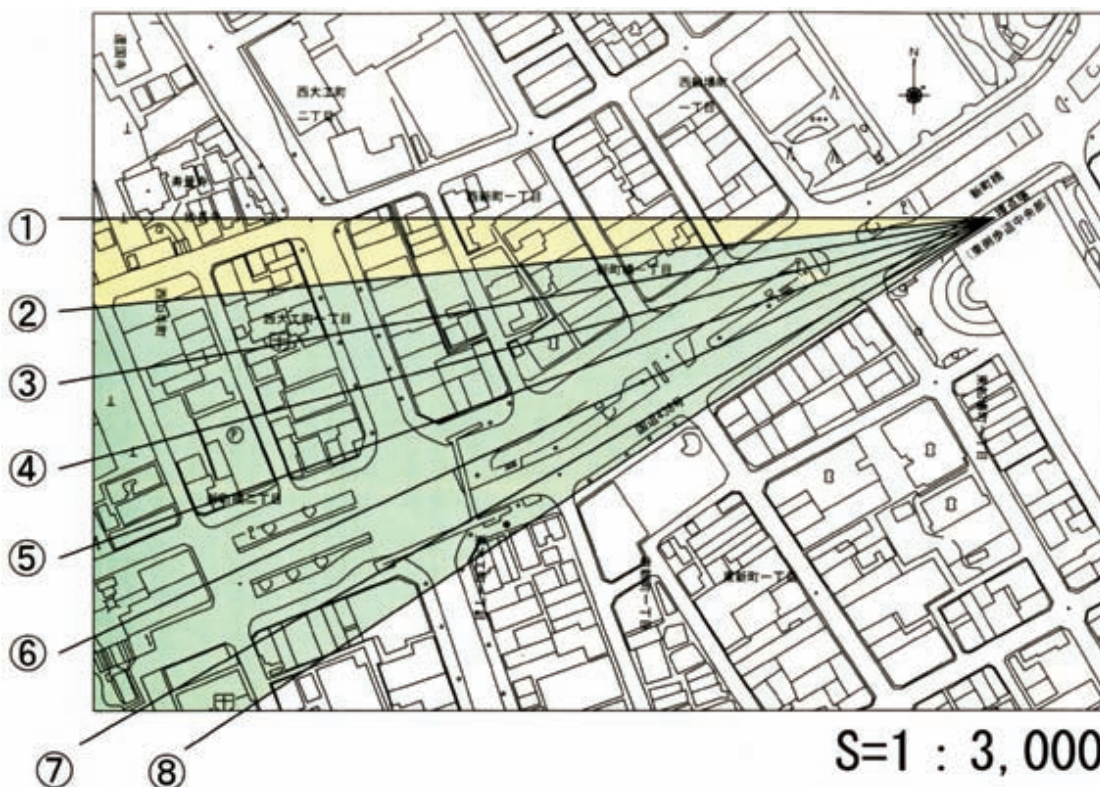
● 計画建築物等が維持稜線を超えない限度高さ H 2

【算定式： $H2 = h + X \times \tan \theta - y$ 】



H 2 : 建築物等の各部分の基準稜線を超えない高さ
X : 建築物等の各部分までの距離
h : 視点場の高さ（海拔からの標高）
y : 計画敷地の高さ（海拔からの標高）
 θ : 眉山稜線の仰角
視点場：新町橋東側歩道中央部

■ 届出対象範囲及び眉山稜線の仰角 θ



No.	仰角 θ
基準稜線	① 9.39
	② 11.29
維持稜線	③ 12.58
	④ 13.79
	⑤ 14.40
	⑥ 13.71
	⑦ 13.37
	⑧ 12.80